

令和6年度 白杵市障がい者就労施設等優先調達方針

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を定めるものである。

1、方針の適用範囲

この調達方針は、白杵市の全組織を対象とする。

2、調達する物品等及びその目標

本市が、障害者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。(下記に記載のないものであっても、市が調達可能な役務、物品であれば対象とする。)

- ・物品(印刷、垂れ幕、横断幕、ステッカー、ストラップ、ベンチ、テーブル、缶バッジ、その他)
 - ・役務(除草、建物の清掃、施設管理、その他)
- * 物品、役務併せて1,500千円

3、物品等の調達の推進に関する事項

- ①障害者就労施設等が供給できる物品等については、施設からの情報をもとに各部署に情報提供を行うものとする。
- ②障害者就労施設等への優先調達にあたっては、供給のできる物品等の情報をもとに発注可能な物品等を適用部署において十分に検討する。

4、調達方針及び調達実績の公表

- ①本市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- ②調達実績については、当該年度終了後に遅滞なく実績を取りまとめ、市ホームページ等により公表するものとする。

5、方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉課とする。